

# 新疆ウイグル自治区の就学前教育における言語政策

—法規の変遷から—

盧 中潔\*

## Language Policy of Early Childhood Education of Xinjiang Uygur

### Autonomous

From the Transition of Regulations

Zhongjie LU

### Abstract

This research aims to answer the following research questions: (1) by comparing the old and new version of regulations about early childhood education and language, to make it clear that how the policy has changed (2) How the education of national common spoken and written language in the kindergarten is stipulated in the regulations of Xinjiang. The findings of this research are as follows. Firstly, both in the regulations of language and early childhood education, it appeals that the focus of the regulations has shift from the development of languages of all the ethnic groups to the development of the national common spoken and written language. Secondly, education of national common spoken and written language in the bilingual kindergarten in rural areas of Xinjiang should be guided by the policy of “Advocacy of State Sovereignty”. Thirdly, this research implies the functional side of national common spoken and written language.

**Keywords: Xinjiang, Language Policy, Early Childhood Education, Regulations, China**

## 1 はじめに

2004年に国家言語文字工作委员会による「中国言語文字使用状況調査資料」（以下「調査資料」とする）が公表された。「調査資料」では、中国全土における「普通話で意思疎通できる」人口は全体の53.1%であるのに対し、新疆ウイグル自治区（以下新疆自治区とする）は37.5%であり、全国の5つの少数民族自治区の中で最も比率の低い地域の一つであることが明らかにされた。ここでいう普通話とは、2001年の「中華人民共和国国家通用言語文字法」（以下「言語文字法」とする）の第二条において「普通話を国家通用言語とし、正しい漢字を国家通用文字とする」と定義されているように、中国の国家通用言語を意味する。

---

キーワード：新疆ウイグル自治区、言語政策、就学前教育、法規、中国

\* お茶の水女子大学大学院博士後期課程

さらに、「調査資料」によると、「幼少期に民族言語を用い意思疎通を行う」人口は中国全土ではわずか5.1%にすぎないが、新疆自治区では64.5%になることが明らかにされている。つまり、新疆自治区では過半数を超える人々が幼少期から民族言語を使用していることがわかる<sup>1)</sup>。また、「調査資料」では、都市部と農村部の普通話話す人口の割合の比較も行われている。それによると、全国平均では都市部66.0%、農村部45.1%となっており、その差は20.9ポイントである。新疆自治区の場合は都市部において普通話話す人口は58.4%、農村部は23.4%となっており、その差は35ポイントに達することも報告されている。ここから、新疆自治区の都市部と農村部では、普通話話せる人口比率に非常に大きな差があることがわかる。このような背景のもと、新疆自治区は農村部の、特に幼少期の段階における国家通用言語と文字の普及を推進するよう、中央政府から求められている（言語文字応用管理司 2006）。

このような国家通用言語と文字を取り巻く現状を背景に、就学前教育政策として、2009年に、新疆自治区では中国初の幼児園における二言語教育（少数民族の言語・文字と国家通用言語・漢字）について規定する指導綱要が公表された。それが「新疆ウイグル自治区における農村二言語幼児園に関する教育指導綱要」（以下「新疆綱要」（2009）とする）である。これは中央政府の教育部が2001年に発表した「幼児園教育指導綱要」（以下「指導綱要」（2001）とする）の地方における実施細則として、新疆自治区で作られた教育法規である。この法規は、2001年に全国人民代表大会によって「言語文字法」が公表されて以来、就学前教育の段階において「普通話と漢字を普及する」という「言語文字法」の基本原則を反映した、地方における初めての就学前二言語教育を専門とする法規として注目されている。

新疆自治区における言語教育に関しては、既にいくつかの研究がなされているが（アナトラ 2015、費 2017 等）、その中で注目されるものにアナトラの研究がある。そこでは「近年学校現場で強化されつつある漢語（双語）教育は、これらの方向性の力点を『民族教育』から『国民教育』へと移すものである」と指摘され、就学前教育もその例外ではなく、「地域性を認めながら「普通話」普及を幼児教育にまで引き下げよう」とし、「国家統合というプラグマティックな目標にもとづいている」と論じられている（アナトラ 2015:141）。さらに、母語形成期の少数民族の子どもに対し、幼児期において民族言語ではない漢語を中心に教育を行うことの問題点として、「幼児園に行くことに抵抗感が見られる」ことの他に、「子どもが自然に、そのことばの備えている文化的価値観を身につけ、家庭内における文化衝突を引き起こす恐れも考えられる」ことも指摘されている（アナトラ 2015:155）。しかし、多民族国家の中国において「経済統合を通して周辺民族の国家への帰属意識を強化する」（王 2005:165）という中央政府の方針が進められている中で、樊の研究では「少数民族の青年がより多くの就職機会を獲得し、家庭の収入を増やしたいのであれば、漢語を把握し、漢民族を主体とする経済発展の潮流に融合する必要」があること、さらに、「4歳から6歳までは児童の言語能力が急速に成長する時期のため、この時期に行われる漢語教育は高い効果が期待される」（樊 2015:92）という主張がなされている。

以上を踏まえると、中国で推進している「国家統合」と「経済発展」を背景として、新疆自治区における就学前の二言語教育が推進されていると言えよう。確かに、アナトラと樊の研究は新疆自治区の就学前における二言語教育の実態を明らかにするものであり、その背後には、中央政府と地方政府の「国家通用言語と文字を普及する」という政策的働きかけがある。だとすると、法規を手がかりに言語政策に関する分析もなされる必要があるのではないだろうか。

そこで、本稿では、新疆自治区の就学前教育における国家通用言語と文字の教育の特徴を見るために、新疆自治区における国家通用言語と文字を規定する法規、および就学前教育を規定する法規を手がかりに、法規における国家通用言語と文字に関する記述はどのように変化したのか、そしてその変化が何を意味しているのかを明らかにすることを目的とする。

## 2 研究対象

新疆自治区の就学前教育施設には、公立、私立の少数民族幼稚園や漢族幼稚園がある。しかしそれ以上に、農村地域における少数民族の幼児と漢族の幼児とが共に通う農村二言語幼稚園が広く普及している。ここでいう二言語とは、一つは国家通用言語で、もう一つは少数民族の母語を指す。2017年の段階で、自治区全体の入園児の総数144万7200人のうち、農村二言語幼稚園の在園児数は117万6200人である。新疆自治区の大半の幼児が農村二言語幼稚園に通っているという状況がある。先に述べたように、農村二言語幼稚園に関する教育法規が「新疆綱要」である。2017年に「新疆綱要」（以下「新疆綱要」

（2017）とする）は改訂された。これに対して、言語と文字に関する地方法規としては、2002年に発表された「新疆ウイグル自治区言語文字工作条例」（以下「新疆条例」（2002）とする）が注目される。中国におけるすべての省レベルの自治体が地方版の「言語文字法」の法規を発表したが、こういった地方レベル<sup>2</sup>の動きの中で、最も早く反応したのが他ならぬ新疆自治区であった。中央政府の「言語文字法」が発表されたのは2001年であるが、「新疆条例」（2002）が発表されたのはその翌年である。2015年にその改訂版（以下「新疆条例」（2015）とする）が公表された。

本稿の分析対象をまとめたものが表1である。新疆自治区内の言語と文字に関する法規である「新疆条例」（2002、2015）と、新疆自治区における就学前教育を規定する「新疆綱要」（2009、2017）を分析の対象とする。なお、中国の教育法体系では、「綱要」は中央行政機関に制定された教育行政法規、「新疆綱要」（2009、2017）は地方行政機関に制定された地方行政法規に当たる。本稿では、まず改訂前と改訂後の規定がどのように変化したのか分析する。そしてそれら进行分析するためには、中央政府と地方政府との法的関係性をおさえておくことも不可欠であることから、中央政府による「指導綱要」（2001）、および「言語文字法」も分析対象とする。

表1 分析対象一覧

|    | 言語と文字に関する法規   | 制定機関 <sup>3</sup>      | 就学前教育に関する法規  | 制定機関                 |
|----|---------------|------------------------|--------------|----------------------|
| 中央 | 「言語文字法」（2001） | 全国人民代表大会（中央立法機関）       | 「指導綱要」（2001） | 教育部（中央行政機関）          |
| 地方 | 「新疆条例」（2002）  | 新疆ウイグル自治区常務委員会（地方立法機関） | 「新疆綱要」（2009） | 新疆ウイグル自治区教育庁（地方行政機関） |
|    | 「新疆条例」（2015）  | 新疆ウイグル自治区常務委員会         | 「新疆綱要」（2017） | 新疆ウイグル自治区教育庁         |

### 3 法規の変化から見る言語と文字

#### 3.1 言語と文字を規定する法規：「新疆条例」2002年版と2015年版の比較

以下では、「新疆条例」（2002、2015）にはどのような変化があったのかを確認することとしたい。

各民族の言語と文字の発展と繁栄を促し、各民族の科学的・文化的な能力を向上させる。

（「新疆条例」（2002）総則第一条）

国家通用言語と文字、少数民族の言語と文字の規範化、標準化及び健全な発展を推進する。

（「新疆条例」（2015）総則第一条）

まず、2002年版と比較すると、2015年版では「国家通用言語と文字」を普及しようとする政策的な意図が強くなったことを指摘することができる。2002年版では、「各民族の言語と文字の発展」が総則第一条の先頭に記されているのに対して、2015年版では「国家通用言語と文字」が先頭に登場している。

確かに、2015年版でも「少数民族の言語と文字」の発展の必要性は唱えられているが、それ以上に「国家通用言語と文字」を普及することが第一条の先頭に加えられている点が注目される。加えて、「普通話」と「漢字」が、2015年版において「国家通用言語と文字」という表現に変更されている点も重要である。次に、国家通用言語の普及開始を就学前に引き下げたという変化が見られる。

授業で少数民族の言語と文字を使用する際、小学校では自民族の言語と文字の基礎教育を強めると同時に、小学3年生から漢語の科目を設ける。なお、条件を満たした学校はそれ以前に設けることもできる。漢語の教育を促し、少数民族の学生が高校卒業までに自民族の言語と漢語を習得できるようにする。（「新疆条例」（2002）第三部第十八条）

当自治区における二言語教育のカリキュラム編成の方針と各学科のカリキュラム基準を厳格に実施し、義務教育を終えた少数民族の学生が国家通用言語と文字を基本的に習得できるよう、就学前段階および小中学校において国家通用言語と文字、少数民族の言語と文字を並行して教える方針を堅持する。（「新疆条例」（2015）第三部第二十四条）

ここから2015年版で初めて「就学前段階」について言及されたこと、さらに、少数民族の学生が国家通用言語と文字の能力を身につける時期は、2002年版では「高校卒業」までであったが、2015年版では「義務教育」終了までに引き下げられたことがわかる。このように、2015年版では新疆自治区における国家通用言語と文字を普及する教育の必要性<sup>4</sup>が反映されていると言える。

最後に、言語と文字の不正使用<sup>5</sup>に関する法的罰則が厳しくなったことも指摘しておきたい。2002年版では、言語と文字を不正に使用した場合、「1000元以下の罰金を徴収する」<sup>6</sup>となっていたのに対し、2015年版では「500元以上5000元以下」の罰金を徴収するとなっている。いずれも言語と文字の不正使用を防ぐために罰則が設けられているのだが、2015年版の方は罰金が重くなっている。さらに、2015年版では、第五部の「法律責任」の中に新たに4つの項目が設けられている。その中には、「犯罪とみなされる場合に、法に基づき刑事責任を追及する」など、2002年版と比べより詳細な説明があるだけでなく、言語と文字の不正使用に関する法的措置が厳しくなっていることが見受けられる。

以上のように、「新疆条例」（2002）と比較すると、2015年版においては「各民族の言語と文字の発展」より、「国家通用言語と文字」の教育に重点が置かれている傾向が見られる。

### 3.2 就学前教育の法規：「新疆綱要」2009年版と2017年版の比較

以下では、「新疆綱要」（2009、2017）を対象として、国家通用言語と文字に関する規定がどのように変化しているのかを見ていく。

第一に、学校制度に関する規定の変化が注目される。「新疆綱要」（2009）の第一部、総則第一条において「新疆自治区における農村二言語幼稚園の学制は二年制である」と規定されているのに対し、「新疆綱要」（2017）においては「学制は三年制である」となった。農村二言語幼稚園による二言語教育の学制は、2009年の就学前の二年間から2017年の三年間となったため、農村地域では早い段階から二言語教育を実施しようとする意図がうかがわれる。

第二に、幼稚園における話し言葉への規定が変化している。「新疆綱要」（2009）の第三部「組織と実施」においては、「漢語を二言語幼稚園の教師と教師の間、教師と幼児の間の日常教育活動の言語とすべきである」と規定されている。これに対し、「新疆綱要」（2017）では、「農村二言語幼稚園の園長、教師は園の管理と教育活動に国家通用言語で携わらなければならない」と記され、2017年から、国家通用言語が農村二言語幼稚園で使用されなければならない言語となった。元々、少数民族の母語と国家通用言語を同時に教える二言語幼稚園だが、園における国家通用言語の使用への規定が2009年版より強くなったと見られる。ほかに、2017年版では「漢語」が「国家通用言語」に変更され、この変化はすでに見

た「新疆条例」(2015)における変化とも一致している。

第三に、教材に対する規定が2017年版で初めてなされていることも指摘できる。「新疆綱要」(2017)の第一部総則第七条では、「教材の政治性、思想性、道德教育の機能を維持するために、すべての農村二言語幼稚園は自治区共産党委員会によって審査された教材を使用する」と記されている。したがって、2017年版において、話すことだけではなく、読むことに関しても教材の指定など細かく規定がなされている。

第四に、言語教育の目標に関する変化が挙げられる。表2は中央政府の「指導綱要」と、新疆自治区の「新疆綱要」(2009、2017)の「言語」教育の目標に関する規定を整理したものである。

表2 就学前教育に関する法規「言語」の目標に関する規定

|    |                  |   |
|----|------------------|---|
| 中央 | 「指導綱要」<br>(2001) | 幼児の生活になじみのある簡単な標識と文字に対する興味を持たせる。<br>図書、絵などを用いて、幼児に本、読み書きに対する興味を持たせる。<br><u>普通話の言語環境を提供し、普通話に親しみ、理解し、話せるようにする。</u>   |
| 地方 | 「新疆綱要」<br>(2009) | 少数民族の幼児に漢語と母語を学ぶ意欲と興味を持たせる。<br>生活になじみのある漢字に興味を持たせる。<br>日常の漢語を理解し、話せるようにする。  |
|    | 「新疆綱要」<br>(2017) | <u>国家通用言語を聞いて理解できるようにする。</u><br>国家通用言語で、自分の思いを伝えようとする意欲を持たせる。<br>礼儀正しい言語表現の習慣を身につける。<br>物語や本を読むことで、初級の読解力を身につける。<br>年長クラスの段階で、国家通用言語の聴く能力、話す能力が小学校生活に支障が出ないレベルに達しておくようにするため、各段階で全面的に二言語教育を普及するための基礎を形成する。 |

注：「指導綱要」(2001)、「新疆綱要」(2009)、「新疆綱要」(2017)より筆者作成。下線部は筆者による。

この表から、「言語」教育の目標に関して、二点の変化を指摘することができる。まず、表2に見られるように、「指導綱要」では「普通話」、「新疆綱要」(2009)では「漢語」、2017年版では「国家通用言語」と、それぞれ異なる用語で目標が規定されていることが注目される。漢語とは「漢族各地域の方言を含む漢族が使用する言語」(『漢語大詞典』1990:53)を指すため、少数民族の言語は含まれていない。つまり、「新疆綱要」(2009)で「普通話」という言葉を用いず、あえて「漢語」を使用していることは、新疆自治区政府が少数民族の言語ではなく、「漢語」の普及を望んでいると解釈することができる。さらに、2017年版になると、「漢語」が「国家通用言語」に変わったという用語の変更がなされていることも指摘しておきたい。また、目標についても一つ注目されるのは、国家通用言語の到達レベルに対する規定の変化である。表2から中央政府による「指導綱要」では、「普通話に親しむ」ことが示され、「新疆綱要」(2009)では「少数民族の幼児に漢語と母語を学ぶ意欲と興味を持たせる」ことが目標とされている。どちらにおいても「普通話」と「漢語」を習得するというよりは、幼児の段階で学ぶ意欲と興味を引き起こすことを目標としている。一方「新疆綱要」(2017)では、国家通用言語を「理解」する能力、「表現」する能力、「話す」能力や「読解力」の育成が図られ、規定がより詳細になると同時に、ハードルも高くなっている。これは「小学校生活に支障が出ない」ようにするために、小学校に入る前に少数民族の幼児が国家通用言語能力の基礎を形成するべきであるという政府の要望に応じるものであると言える<sup>7)</sup>。

第五に、園に対する教育評価の新たな基準にも注目しておきたい。「新疆綱要」(2017)の第四部「教育評価」では、「教育評価の主体」という部分が新たに設けられた。その中では、「各級の教育行政部門および第三者教育評価機関が評価の主体となる。各民族の幼児の国家通用言語の聞く能力と話す能力が評価の重点」であり、評価の結果が「当地の農村における就学前教育が正しく実施されているか否かの状況を評価するための重要な根拠となり」、「二言語教育の幼小接続の状況を図る際の重要な参考指標であ

る」と記されている。少数民族の幼児の国家通用言語の習得状況が農村二言語幼稚園の状況を判断するための基準となっていることがわかる。さらに注意したいのが、「幼小接続の状況」が重視されている点である。少数民族の幼児を小学校に適応させるために、国家通用言語と文字の教育が必要とされていると言えよう。

以上の五つの変化を踏まえ、農村二言語幼稚園における国家通用言語と文字の教育は、「漢語」という表示が「国家通用言語」に変更したように、「民族」より「国家」を意識した方向で進められことに伴い、園で使用する言語や教材の指定も強化されるようになった<sup>8</sup>。また、「新疆綱要」（2017）では、国家通用言語と文字の教育の役割として、幼児の小学校生活への適応を促すことを挙げている点も見逃すことはできない。

### 3.3 言語と文字を規定する法規と、就学前教育を規定する法規の比較

ここまで、言語と文字を規定する法規と就学前教育を規定する法規がそれぞれどのように変化したのかを考察してきたが、以下では両者の比較をしていきたい。

まず、言語と文字を規定する法規である「新疆条例」（2015）では、国家における言語と文字のもつ意味が以下のように規定されている点に注目したい。

言語と文字は自治区の政治、経済、文化、社会事業の全面的な発展に貢献し、民族間の団結、進歩と共同の繁栄を促す。言語と文字の使用は国家主権と民族尊厳の維持、国家統一と民族団結に寄与すべきである。（「新疆条例」（2015）第二条、下線部は筆者による）

ここで「言語と文字」は、「国家主権」の維持と「国家統一」に貢献する役割を持っていることが記されている。「中国は多民族・多言語・多方言を有する国家であり、普通話とは各民族・各地域間の交流を深め、国家の統一を保ち、中国人同士の結束力を強化するのに役立つ」（宮本 2005:141）と論じられるように、国家通用言語と文字が「国家」に対して持つ意義が新疆自治区の法規でも認められている。同時に、言語と文字が「経済、文化、社会事業の全面的な発展」の実現のためにも役立つとされている。

では、就学前教育に関わる規定では「国家」についてどのように規定しているのだろうか。「新疆綱要」（2009）の総則第二条では、「農村二言語幼稚園は現状から出発し、二言語教育と素質教育を実施し、少数民族の幼児の心身の発達のための良い基礎を築く。特に国を愛し、民族の団結、助け合い、礼儀正しさという幼児の良好の資質を育むことに重点を置く」と記されている。ここから、「二言語教育」の実施が幼児の「良好の資質」を育てることに役立つとされていること、そして、この「良好の資質」の中で、「国を愛し」という言葉が筆頭に置かれていることに注目したい。ここから、少数民族の幼児に対する言語と文字の教育では、国を愛する感情の育成という機能が期待されている。

さらに、就学前教育を規定する法規では少数民族の幼児向けに「アイデンティティ」教育も唱えられている。「新疆綱要」（2009）の第二部「教育目標とアドバイス」において、「積極的に四つのアイデンティティ（祖国へのアイデンティティ、中華民族へのアイデンティティ、中華文化へのアイデンティティ、社会主義路線へのアイデンティティ）教育を展開する」と示されている。ここでは、少数民族へのアイデンティティよりは、すなわち中華民族としてのアイデンティティの構築が国家通用言語の教育の実施によって実現するという政策意図が明示されている。これに対して、「新疆綱要」（2017）では、2009年版と比べ、「四つのアイデンティティ」が「五つのアイデンティティ」に修正され、「共産党へのアイデンティティ」が加えられた。このように、党と政府による就学前段階における国家通用言語と文字の教育への浸透が一層深化していることがうかがえる。

加えて、国家にとっての言語と文字の機能とその位置づけを確認できるものとして、中央政府から発表された法規である「言語文字法」の記述も示唆に富む。「言語文字法」第五条では「国家通用言語と文字

の使用は、国家主権と民族尊厳、国家統一と民族団結、社会主義の物質文明的な建設と精神文明の建設に寄与する」と規定されている。すなわち中央の法規においても「国家通用言語と文字」の規定と普及は、「国家主権と民族尊厳」、および「国家統一と民族団結」といった言葉に示される目標のもとにあるといえることができる。地方法規は国家の法律を具体化する役割を担うものである<sup>9</sup>。これを踏まえれば、中央政府と新疆自治区における国家通用言語と文字に対する方針の方向性が一致しており、中央政府の方針が新疆自治区において徹底されているといえることができる。特に国家通用言語を話せる人口が少ない新疆自治区の農村部の二言語幼児園では、自民族の母語より、国家通用言語の普及に重点が置かれていることから、政府にとって就学前教育は国家通用言語と文字の普及という機能を持つことが期待されている。

## 4 新疆自治区の就学前における言語政策

### 4.1 教員育成の問題から

以上では改訂前と改訂後の「新疆条例」（2002、2015）と「新疆綱要」（2009、2017）を比較したが、少数民族の幼児に対する国家通用言語の教育の普及が求められていることが明らかになった。では、なぜこのような変化が起きたのか、その理由について考察していきたい。

新疆自治区において、二言語教育は、1991年の「漢語教育実験クラス」から2003年の「二言語教育実験」へ、更に2004年の新疆自治区における小中学校二言語教育の全面展開へと広く普及されていた。しかし、この教育は小中学校教育に集中し、「就学前における二言語教育が正式に政府によって取りあげられるのが2005年7月の「少数民族の就学前における二言語教育を推進する意見」の公表である。それまでの新疆自治区の就学前における二言語教師の育成は空白状態とも言える」（張 2010:10）。このように、就学前における二言語教育を推進するのに、新疆自治区では「足りない、低い」（“一缺二低”）の問題が指摘されている。つまり、二言語教育に携わる教員の不足という問題と、就学前教育の教員としての専門的資質と漢語教育能力は低いという問題である。この問題を改善するために、2008年、中央政府と新疆自治区は就学前における少数民族の二言語教育の普及に37.5億元を投入した。さらに、財政部から財源保障の策として2009年に「自治区少数民族就学前「二言語」教育発展保障計画」を公表した。

以上のような背景で「新疆綱要」（2009）が制定されるに至った。図1は2010年から2016年の間に適齢少数民族児童の中で二言語教育を受けた児童の比率と、少数民族出身の就学前における二言語教育教員の比率を表すものとなる。これを見ると、「新疆綱要」（2009）が出された翌年の2010年では、56.5%の少数民族児童が二言語教育を受けており、その後少しずつ上昇しているが、2014年まではまだ6割程度にとどまっている。また、就学前の二言語教育に携わる少数民族の教員の数に着目すると、「新疆綱要」（2009）が出された三年間の間では緩やかに増加したが、2014年に一転し大きく減少した。このような実態から、新疆ウイグル自治区常務委員会は二言語教育を受ける少数民族の児童と少数民族出身の教員が足りないという喫緊性を背景に、「新疆条例」（2002）を2015年に改められることになったことが考えられる。その改訂方針として、「新疆綱要」（2017）では国家通用言語の普及開始を就学前に引き下げたという規定からも見られるように、就学前における二言語教育をすべての児童に普及しようとしたと考えられる。「新疆条例」（2015）が出されてすぐの2016年の少数民族の児童が二言語教育を受ける比率は2015年の63.2%から99.4%に急増した。ほぼすべての少数民族の児童が二言語教育を受けるようになった。ここでいう二言語は、少数民族の言語より国家通用言語に重きが置かれているという法規の変化が反映されていることは注意に値する。

「新疆条例」（2015）と連動して、2017年に「新疆綱要」が改められた。図1を見ると、2016年に少数民族の幼児が二言語教育を受ける比率は増加したものの、少数民族出身の二言語教員の比率は2015年と比べ低くなった。その理由の一つとして、就学前における二言語教員を育成することの困難さが考えられる。とりわけ「少数民族教員を二言語教員に転職させること」、つまり、少数民族の言語を教える教師

を少数民族の言語だけではなく国家通用言語も教えられる教師に育成する方針は、「新疆綱要」（2017）において強化された。具体的に、「農村二言語幼稚園の園長、教師は園の管理と教育活動に国家通用言語で携わらなければならない」と記されている。このように、二言語教育の難しさは少数民族出身の教員の比率が低くなることと関連しているのではないだろうか。一方、図1の比率の変化から読み取れないのが、新疆自治区内における南北の格差である。少数民族の幼児が二言語教育を受ける自治区内全体の比率の平均値は理想に近づいているが、自治区の南部にはまだ二言語教育を普及するのに大きな課題が存在している。自治区南部における少数民族の幼児が占める割合は大きく、「園児すべてが少数民族の幼児であるケースは少なくない。この場合、これらの少数民族の幼児が漢語を学ぶ環境は深刻で」、「大半数の幼児が漢語を学ぶ経験が少なく、「二言語」を学ぶハードルは北部と比べてかなり高い」（張 2010：10）という。少数民族出身の二言語教員の比率が低いことと、自治区南部における少数民族の幼児が占める割合は大きいということを踏まえ、自治区政府に二言語教師を育成しようとする喫緊性が生じると考えられる。

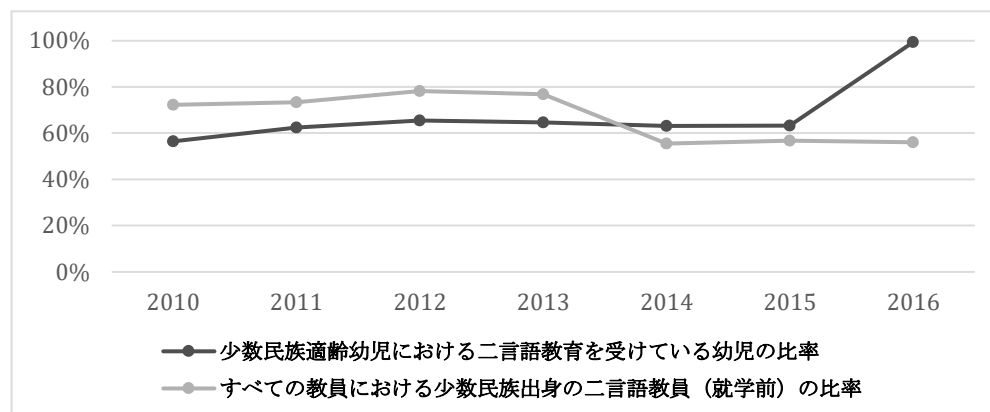


図1.新疆自治区の就学前における二言語教育の普及状況

出典：「新疆维吾尔自治区教育事业统计公报」（2010-2016）に基づき、筆者が作成。

#### 4.2 保護者のニーズと「経済統合」の点から

国家通用言語と文字の普及に拍車をかけているのが、法規の以外に、少数民族の幼児を持つ保護者からの国家通用言語教育へのニーズと、近年始まった「一帯一路」（シルクロード経済ベルトと21世紀海洋シルクロード）の経済圏構想のもとで行われる「経済統合」政策である。

「幼い頃から漢語教育を受けることを望んでいる保護者は多い。そのために幼稚園を選択する場合、我が子の意思や性格および言語に対する興味・関心を考慮せずに、漢語ネイティブの教員が多く、少数民族より漢民族の園児が多い幼稚園を選ぶ傾向がある」（アナトラ 2015:153）。その理由に、近年における加速する激しい受験競争が挙げられる。漢語教育を強化するように求める保護者、または小学校の学習内容を取り入れて欲しいという保護者のニーズが国家通用言語への普及に影響を与えている。このような保護者のニーズは、改訂された「新疆綱要」（2017）にも反映されている。表2から分かるように、「小学校生活に支障が出ない」ことが、法規にも新たに記されている。この点に関して、一部の保護者と政府は国家通用言語を普及させる動機の面において共通の認識を持っていることが言えよう。

また、言語政策の変化を議論するのに「経済統合を通して周辺民族の国家への帰属意識を強化する」という点は避けられないであろう。2014年に「一帯一路」の公表に伴い、新疆ウイグル自治区は中国と中央アジアを繋ぐ重要な拠点として、重要な戦略的意義を有しているため、一帯一路の「経済的核心エリア」と位置づけられている。盧と栗（2018:41）は「一帯一路」が新疆自治区における各民族が国家へのアイデンティティを強めることだけではなく、自治区の各民族の団結に経済的な貢献をしていると論じて



いる。さらに、「民族利益の中で最も根本的なのは経済的利益である」ため、「経済の発展は民族の団結を実現する保障となる」としている。このように、「経済的核心エリア」と位置づけられる新疆自治区は経済的な発展を促進するために自治区における少数民族が祖国や中華民族へのアイデンティティを必要とされている。具体的に、「新疆綱要」(2017)では「五つのアイデンティティ」として位置づけられている。以上のように、受験競争に勝つためという保護者のニーズ以外に、「一帯一路」に代表される経済的な統合策も新疆自治区の就学前における国家通用言語教育の普及を進めるものとなっていると言えるだろう。

## 5 おわりに

本稿では、新疆自治区の就学前における言語政策と教育政策がどのように変化したのかを分析してきた。改訂前と改訂後の「新疆条例」(2002、2015)と「新疆綱要」(2009、2017)のそれぞれの変化から、まず園における話し言葉と使用する教材が法規で指定されていることがわかる。そして新疆自治区において、「各民族の言語と文字の発展」より、「国家通用言語と文字」の教育に重点が置かれている傾向が見られた。次に、「新疆条例」(2002、2015)と「新疆綱要」(2009、2017)の比較から、国家通用言語と文字の教育は「国家主権」の維持と「国家統一」に貢献する役割を担っているということが共通点として挙げられる。「国家主権」を擁護するという方針の下で、少数民族の幼児に対する国家通用言語の教育の普及が求められていることが明らかになった。法規が打ち出した方針は、農村二言語幼稚園での「アイデンティティ」教育という形に見ることができた。幼児の中に中華民族としてのアイデンティティを育み上げるにあたり、国家通用言語と文字には重要な役割が期待されているということである。この点から、中央政府により就学前教育は国家通用言語と文字を普及するために積極的に協力していることは伺える。

新疆自治区における言語政策を見るために、法規の変遷以外に、教員育成の問題、親のニーズと「経済統合」の側面から考察も行った。まず「新疆条例」(2002)と「新疆綱要」(2009)が改訂される背景には、新疆自治区の就学前における二言語教育を推進するのに、前述した教員の「足りない、低い」(“一缺二低”)という問題は指摘されている。そして、「新疆綱要」(2017)では少数民族の幼児が小学校に入学するまでに到達すべき国家通用言語と文字の習得レベルが詳細に規定され、その習得状況が「幼小接続の状況」を評価する基準であることが新たに示された。これに関して、「漢語教育を強化するように求める保護者」のニーズと「小学校生活」への適応を促すという「新疆条例」(2015)改訂の方針と合致しており、つまり一部の保護者と政府は、国家通用言語を普及という面において共通の認識を持っていると言える。また、2014年の「一帯一路」の経済圏構想のもと、「経済的核心エリア」と位置づけられる新疆自治区において少数民族が祖国や中華民族へのアイデンティティを持つことが必要とされ、「新疆綱要」(2017)で「五つのアイデンティティ」を教育目標としているように、新疆自治区の就学前においては、国家通用言語教育の強化が狙いとされている。

以上、新疆自治区を事例に、国家通用言語と文字を規定する法規と就学前教育を規定する法規の変化に着目してきたが、政府が指定した教材において、各法規がそれをどのように反映させているのかを分析する作業が残されている<sup>10</sup>。それを明らかにしていくことをこれからの課題としたい。

### 注

<sup>1</sup> 2015年の新疆自治区では、ウイグル族は1130.33万人(自治区全体の47.9%)、カザフ族は159.12万人(6.7%)、モンゴル族は18.06万人(0.7%)、キルギス族は20.22万人(0.8%)である。(新疆ウイグル自治区統計局HP、2020年3月29日取得 [http://www.xjtj.gov.cn/sjcx/tjnj\\_3415/2016xjtjnj/rkjy/201707/t20170714\\_539450.html](http://www.xjtj.gov.cn/sjcx/tjnj_3415/2016xjtjnj/rkjy/201707/t20170714_539450.html))

<sup>2</sup> 中国における5つの少数民族自治区の中で、新疆自治区は少数民族自治区の中で最も早く「言語文字法」の地方法規を発表した。広西壮族自治区は2006年、内蒙古自治区と寧夏回族自治区は2007年で発表した。チベット自治区

にまだ条例がない。

<sup>3</sup> 中央立法機関と地方立法機関には全国人民代表大会、地方人民代表大会と常置されている常務委員会があるが、中央と地方の行政機関には教育部、教育庁等の部門がある。

<sup>4</sup> 2013年新疆自治区教育庁は初めて二言語幼稚園の質評価の報告書を公表した。3879名の二言語幼稚園の幼児の中で、「基本的な普通話の話す能力と聴く能力を持っている」幼児の割合は28.1%だけで、「次の段階の学習と生活のために国家通用言語能力の準備を進めるべき」と記されている（新疆ウイグル自治区教育庁2013）。

<sup>5</sup> 例えば、「新疆条例」（2015）の第三十一条、「文字を使用する公益な広告、道路標識、交通標識では、正しく少数民族の文字と漢字を使用していない」等の場合を指す。つまり、少数民族の文字と漢字を対等に扱う必要があり、道路標識などで一方だけの文字の大きさを強調し、あるいはどちらかの文字だけ使用する場合は不正に当たる。

<sup>6</sup> 1元=15.22円（2020年3月29日のレート）

<sup>7</sup> 2017年の施策内容をまとめた2018年版の新疆自治区政府報告書には、「小中学校で全面的に国家通用言語と文字による授業を展開する」ため、「就学前における二言語教育を推進」すべきだと示されている（新疆ウイグル自治区人民政府2018）。

<sup>8</sup> この点について、就学前教育の法的位置づけが注目される。中国の教育法体系の構造は五つの階層に分けられている（篠原2001:44）。最上部には「中華人民共和国教育法」があり、第二階層には上位の法を具体化するための教育法律がある。その下の第三階層には教育行政法規が設けられ、第四階層には上位の法と法規の欠落を補うための教育規範、最下層にあたる第五階層には地方教育立法の教育法群がある。就学前教育を規定する国家法律は第一階層と第二階層には制定されていない。本論文の研究対象の「指導綱要」は、就学前教育に関する法体系の中で最も階層の高い第三階層に位置づく。就学前教育にかかわる法体系の下部には、第四階層がなく、第五階層において地方によって法規が定められている。就学前教育の法体系がまだ未整備の状況にあることを示すものと言えよう。就学前教育の法的位置づけから、地方の法規は直接中央政府からの影響を受けやすい構造にあることが分かる。

<sup>9</sup> 中央政府と地方政府の法的関係について、地方の法規は中央の法規と執行の間の架け橋としての実施細則の要素を持つものである。中央の法は大枠を規定するが、地方の法規は時機性・具体性という機能をもって上位法を支えるものと位置付けられている。

<sup>10</sup> 盧（2017）が就学前段階における言語と文字の教育に関して、中国の農村部における幼稚園の教材を手がかりに、農村部の就学前教育改革に着目した分析を行なっている。

## 引用・参考文献

アナトラ・グリジャンテ 2015『中国の少数民族教育政策とその実態-新疆ウイグル自治区における双語教育』三元社。  
王柯 2005『多民族国家-中国』岩波書店。

『漢語大辞典（第6巻）』1990 北京：漢語大辞典出版社 p. 53.

言語文字応用管理司 2006「第九届全国推广普通话宣传周各地活動情况摘要(新疆)」

[http://www.moe.gov.cn/s78/A18/yys\\_left/moe\\_936/tnull\\_18580.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A18/yys_left/moe_936/tnull_18580.html) 2020年3月29日取得

篠原清昭 2001『中華人民共和国教育法に関する研究』九州大学出版社。

新疆ウイグル自治区教育庁 2013『2013年新疆双语教育质量检测报告』。

新疆ウイグル自治区人民政府 2019「新疆教育五年来累计投入财政资金超2800亿元」（政府報告）

<http://www.xinjiang.gov.cn/2017/09/14/144216.html> 2020年3月29日取得。

中国言語文字使用状況調査資料領導小組办公室編（2004）『中国言語文字使用状況調査資料』語文出版社。

張焱 2010「2005 - 2009 新疆少数民族幼儿学前“双语”教育基本情况的分析讨论」『新疆教育学院学报』第26卷第1号 pp. 8-16.

費燕 2007「新疆におけるウイグル族の中国語教育、学習の現状について」『成城文藝』（成城大学文芸学部紀要）第198号 pp.110-92.

樊新民 2015「新疆少数民族青少年“双语”教育现状」中国青年政治学院『中国青年社会科学』第6期 pp. 91-96.

宮本大輔 2005「言語危機から見る中国の共通語政策」『神奈川大学人文学会誌』第156号 pp. 137-161.

盧曉莉、栗迎春 2018「一带一路战略下的新疆民族团结：机遇与挑战」『雲南行政学院学报』第2号 pp. 40-45.

盧中潔 2017「中国の幼稚園教材から見る農村部の就学前教育改革 - 2001年以降浙江省における年長児向け教材の「言語」領域記述の量的変化に着目して-」お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科『人間文化創成科学研究科論叢』第20巻 pp. 193-202.